

博物館だより



No.104

平成27年2月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行
福岡県京都郡みやこ町豊津1118
(みやこ町役場豊津支所内仮事務所)
TEL 0930-33-4666

2・3月の催し物ガイド その① 第9回みやこ町三重塔まつり

春恒例の三重塔まつり。今年も以下のとおり行われます。皆さんお気軽にお越し下さい。
日時：2月22日(日) 10～15時
場所：豊前国分寺跡公園
内容：少年少女俳句大会表彰式
護摩焚き・出店各種ほか

その② 歴史文化カレッジ最終講

今年度最終講となる第6回講座は、豊前神楽の総合調査の成果を踏まえ、最新の見解や神楽の未来・課題についてお話しいただきます。受講登録がお済みでない方の途中参加も可能ですので、ふるってご参加下さい。
日時：3月7日(土) 13時30分～
場所：みやこ町役場豊津支所別館
演題：講師
「豊前神楽の調査とこれからの課題」
福岡県教育庁文化財保護課
久野 隆志 氏

その③ 歴史たんけんウォーク

友の会主催行事で「小倉まちなかウォーク」と題し、城下町散策を予定しています。詳細は友の会から別途お知らせします。
日時：3月22日(日)
場所：旧小倉城下町(北九州市)

◎催し物等のお問い合わせ先
みやこ町歴史民俗博物館
(みやこ町役場豊津支所内仮事務所)
TEL 0930-33-4666

博物館友の会会員募集!

みやこ町歴史民俗博物館友の会は「故郷を楽しく学ぶ」をモットーに、講演会やバスハイク・歴史たんけんウォークなどさまざまなイベントや学習会を行っています。関心のある方なら、どなたでもお気軽に参加いただけます。ぜひ、ご入会を！
入会の方法
窓口で会費を納めてください。

年間会費 3,000円
個人会員
家族会員 1名2,000円
お問い合わせ先
みやこ町歴史民俗博物館
仮事務所内 友の会事務局
TEL 0930-33-4666

2・3月期歴史講座について

【漢詩紀行講座】	・2月7日(土)	9時30分～
【古文書講座】	・3月7日(土)	9時30分～
【古文書講座】	・2月14日(土)	10時00分～
【古文書講座】	・3月14日(土)	10時00分～
【古典かな講座】	・2月21日(土)	9時30分～
【古典かな講座】	・3月21日(土)	9時30分～
【金曜古文書講座】	・2月27日(金)	10時00分～
【金曜古文書講座】	・3月27日(金)	10時00分～
【みやこ学講座】	・2月28日(土)	10時00分～
【みやこ学講座】	・3月28日(土)	10時00分～

※日程等変更の際はお知らせします。

11・12月の業務日誌から



▲レトロな雰囲気の中で行われた特別講演会

11月23日(日)、太宰府市・福岡市を舞台に「秋の史跡散策バスハイク」が行われました。九州国立博物館「故宮博物院展」や黒田家別邸・友泉亭を見学し、錦秋の一日を過ごしました。

11月24日(月)、育徳館高校内「思永館」でアレックス・カー氏の特別講演会「美しき日本を求めて」を開催し、大勢の皆さんにお越しいただきました。



▲根気強く出土土器の復元作業に取り組む末廣君

12月7日(日)、豊津公民館で歴史文化カレッジ「実感・体感・神楽教室」を開催しました。上伊良原神楽保存会のみなさんの協力で40名ほどが舞や奏楽・衣装体験をし、「五感で感じる神楽」を楽しみました。

12月9・10日の二日間、犀川中学校2年生の「職場体験」を受け入れました。「博物館の仕事」体験を希望する同校の末廣一翔君に、博物館業務の一つである考古資料(出土土器)の整理作業体験をしてもらいました。



▲友泉亭は紅葉真っ盛りで、風雅な時が過ぎました



▲鬼杖を手に鬼のポーズをとる舞体験の参加者

みやこの歴史発見伝 80

古文書が語る材の生活と文化 18

行旅病人と村継送り

こうりょびょうにん むらつき おく

【史料】

往來手形

一男を
右に死す
所へ海路往來
通す

大庄屋日記に記された別の史料によると、繁八（年齢五十九歳）は、「齒抜・入齒」などを専門とする職人でした。明治三年（一八七〇）十一月（往來手形の日付）に国元を出発し、九州に渡るまでのルートは不明ですが、豊前へは秋月街道（小倉藩と久留米藩の領域を結ぶ街道）を北上して入っています。途中、おそらく田川郡猪熊村（現田川市）で東向きの脇道に入り、宿場町の同郡油須原村（現田川郡赤村）から、同じく宿場町の仲津郡山鹿村（現みやこ町犀川山鹿）に向かう際、柳

往來手形
別当
稲垣勘次郎

大庄屋日記

往來手形

（長井手永大庄屋明治四年日記一月二十二日条）

上に掲げた史料は、明治四年（一八七二）一月、仲津郡柳瀬村（現みやこ町犀川柳瀬）で、橋から転落して動けなくなった旅人が所持していた往來手形（通行手形）です。解説文は次のとおり。

【解説文】

往來手形

越中富山城下千石町

一、男一人

繁八

右者就要用西国筋可罷越候、海陸往來無異儀御通可被下候、仍如件

明治三年十一月日

別当 稲垣勘次郎

所々御役所 在番衆中

旅人は、越中国富山城下千石町（現富山市千石町）の繁八という人物でした。

齒抜・入齒の職人

大庄屋日記に記された別の史料によると、繁八（年齢五十九歳）は、「齒抜・入齒」などを専門とする職人でした。明治三年（一八七〇）十一月（往來手形の日付）に国元を出発し、九州に渡るまでのルートは不明ですが、豊前へは秋月街道（小倉藩と久留米藩の領域を結ぶ街道）を北上して入っています。途中、おそらく田川郡猪熊村（現田川市）で東向きの脇道に入り、宿場町の同郡油須原村（現田川郡赤村）から、同じく宿場町の仲津郡山鹿村（現みやこ町犀川山鹿）に向かう際、柳

瀬村の「前川板橋」（今川に掛かる板橋）にて転落したので、村人の救助と看護

川に落ちた繁八は柳瀬村の人たちに救助されました。「怪我は無いが、打身をしたので、少し療養させてほしい」という繁八本人の申し出を受け、二、三日療養させたけれども、すぐ歩けるようにはなりませんでした。そこで近村の医師に診てもらった結果、膝の骨がずれている（脱臼？）とのことなので、治療を受けたところ、かなり快方に向かいました。しかし、歩けるようになるまでの見通しは、中々つかなかったのです。

村継送り
そこで、柳瀬村の庄屋は、藩に対して、繁八を村継送りで国元へ返すことを願いました。村継送りは、村継ぎ、村送りともいい、行旅病人（旅の途中で行き倒れた人）を、村々がバトンリレーのようにして国元へ送り届ける措置・仕組みのことです。その始まりは、十七世紀後半の徳川綱吉による生類憐み政策にまでさかのぼることができま

す。生類憐み政策と言えば、犬に対するものがよく知られていますが、鳥類や虫類など、犬以外の生き物に加え、行旅病人や捨て子など、危機的状況にある人間に対しても保護措置が講じられました。綱吉の死後、多くの生類憐み政策は廃止されまし

たが、行旅病人や捨て子に対するものなど、一部の政策は維持され、また、さらに法令が積み重ねられて、制度がより整備されたのです。

柳瀬村の人たちが繁八を丁重に看病したのは、その制度に拠った行動でした。繁八の一件は明治四年一月の出来事なので、実際には既に江戸幕府は存在しないのですが、混乱した状況の中でも、前政権の法令に則って繁八を救護したのです。史料が少なく、これ以上のことは不明ですが、繁八は、きっと村継送りで富山まで帰ることが出来たのではないのでしょうか。

行旅病人及行旅死亡人取扱法

あまり知られていないことですが、江戸時代の行旅病人・行旅死亡人に対する救護・取扱いの理念は、形を変えて現代に引き継がれています。明治初年の太政官布告を経て、明治三十二年（一八九九）に定められた「行旅病人及行旅死亡人取扱法」がそれで、この法律は数度の改正を経て、今も現役の法律です。全国の市町村では、この法律で定められた役割を果たすために規則等を設けています。みやこ町の場合は「みやこ町行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則」がそれですので、インターネットか町立図書館の例規集で一度ご覧になってみてください。（川本英紀）